

令和 8 年度稲城市下水道事業の予算の概要及び経営方針

1 予算の概要

(1) 収益的収支の状況

収益的収支とは、一事業年度における企業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応する費用をいいます。

単位：千円、税込

収入				支出			
区分	令和 8 年度	前年度	増減額	区分	令和 8 年度	前年度	増減額
営業収益	1, 292, 592	1, 254, 819	37, 773	営業費用	1, 999, 710	1, 923, 466	76, 244
下水道使用料	1, 189, 337	1, 182, 353	6, 984	污水管渠費	79, 410	102, 763	△ 23, 353
雨水処理負担金	103, 096	72, 314	30, 782	雨水管渠費	96, 166	69, 142	27, 024
その他営業収益	159	152	7	総係費	229, 222	213, 366	15, 856
営業外収益	908, 554	863, 525	45, 029	流域下水道維持管理費	512, 270	375, 820	136, 450
受取利息及び配当金	2, 100	90	2, 010	減価償却費	1, 050, 635	1, 130, 368	△ 79, 733
他会計負担金	10, 456	9, 443	1, 013	資産減耗費	32, 007	32, 007	0
他会計補助金	115, 051	71, 476	43, 575	営業外費用	115, 591	127, 535	△ 11, 944
国庫補助金	5, 000	21, 159	△ 16, 159	支払利息及び企業債取扱諸費	65, 411	65, 645	△ 234
都補助金	250	2, 507	△ 2, 257	消費税及び地方消費税	50, 180	61, 890	△ 11, 710
長期前受金戻入	774, 151	757, 311	16, 840	特別損失	3	3	0
雑収益	1, 546	1, 539	7	過年度損益修正損	3	3	0
特別利益	16, 795	14, 483	2, 312	予備費	1, 000	1, 000	0
その他特別利益	16, 795	14, 483	2, 312	予備費	1, 000	1, 000	0
合計	2, 217, 941	2, 132, 827	85, 114	合計	2, 116, 304	2, 052, 004	64, 300

※四捨五入をしているため各項目の合計と合計欄の数値がずれる場合がある。

(2) 資本的収支の状況

資本的収支とは、市民に対するサービスの提供を維持するためなどに備えて行う諸施設の整備、拡充等の建設改良費や企業債の元金償還等の支出とその財源となる収入をいいます。

単位：千円、税込

収入				支出			
区分	令和 8 年度	前年度	増減額	区分	令和 8 年度	前年度	増減額
企業債	429, 300	380, 800	48, 500	建設改良費	820, 801	1, 264, 215	△ 443, 414
企業債	429, 300	380, 800	48, 500	污水管路建設改良費	204, 308	419, 525	△ 215, 217
他会計負担金	23, 188	24, 007	△ 819	雨水管路建設改良費	394, 731	641, 330	△ 246, 599
他会計負担金	23, 188	24, 007	△ 819	流域下水道建設費	154, 596	121, 068	33, 528
他会計補助金	23, 672	18, 808	4, 864	建設総係費	41, 098	57, 424	△ 16, 326
他会計補助金	23, 672	18, 808	4, 864	流域下水道改良費	26, 068	24, 868	1, 200
国庫補助金	164, 200	340, 533	△ 176, 333	企業債償還金	271, 234	300, 128	△ 28, 894
国庫補助金	164, 200	340, 533	△ 176, 333	企業債償還金	271, 234	300, 128	△ 28, 894
都補助金	78, 185	127, 987	△ 49, 802				
都補助金	78, 185	127, 987	△ 49, 802				
負担金等	3, 532	188, 532	△ 185, 000				
受益者負担金	3, 532	2, 368	1, 164				
工事負担金	0	186, 164	△ 186, 164				
合計	722, 077	1, 080, 667	△ 358, 590	合計	1, 092, 035	1, 564, 343	△ 472, 308

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填します。

※四捨五入をしているため各項目の合計と合計欄の数値がずれる場合がある。

2 事業の経営方針

本市の下水道事業は、南多摩処理区を対象とした事業です。東京都が事業主体である多摩川流域下水道の幹線に流入し、南多摩水再生センターで処理しており、汚水処理施設は設置していません。昭和60年に供用を開始し、令和6年度末時点で40年が経過しており、下水道処理人口普及率は99.3%以上で行政人口をほぼカバーしています。今後、矢野口駅周辺土地区画整理事業や鶴川街道拡幅事業等の関連事業の進捗に合わせ、汚水管渠の整備を進めると下水道処理人口普及率は100%になる見込みです。

経営指標である経常収支比率や経費回収率、汚水処理原価によると、本市の現在の下水道事業は平均水準であり、一定の経営水準は維持できていますが、令和8年4月に急遽、実施される流域下水道維持管理負担金の大幅な増額をはじめ、老朽化していく汚水管渠等の維持経費の増加等が予定され、収支不均衡となります。現行の下水道使用料を継続した場合、使用料収入は横ばいで推移することが見込まれるため、維持管理負担金の大幅な増額に対応できません。したがって、経常収支比率や経費回収率は100%を下回り、さらに老朽化していく汚水管渠等の維持経費の増加等も見込まれることから、赤字が累積することとなります。今後も下水道事業の健全な経営を維持していくためには、適切な使用料を算定し、すみやかに改定する必要があります。

ただし、物価高騰等の社会情勢を鑑み、市民負担の軽減を図る観点から急激な増額改定とせず、段階的な使用料の改定が必要です。そのため、緊急の対策として一般財源による補填を検討します。